

第1章 総説

1 生駒市の概要

(1) 生駒市の位置

生駒市は、奈良県の北西端に位置しており、市域は東西 8.0km、南北 15.0km と南北に細長い形状となっている。面積は 53.15km² と奈良県の総面積の 1.4% を占めている。

市域は、西に生駒山(標高 642m)を中心とした生駒山地、東に矢田・西の京丘陵が南北に併走し、北に富雄川、南に竜田川が南流し、それぞれ富雄谷、生駒谷を形成している。市境は、北に枚方市、東に京田辺市・精華町・奈良市・大和郡山市、南に斑鳩町・平群町、西に交野市・四條畷市・大東市・東大阪市に接している。また、大阪市中心部から約 20km、奈良市中心部から約 13km と近接した距離に位置している。

図表 1 生駒市の位置図



図表 2 生駒市の地勢

面積	広 ぼ う			海 抜	
	周囲	東西	南北	最高	最低
53.15km ²	60km	8.0km	15.0km	642m	77m

図表 3 市役所の位置

所在地	東経	北緯	海拔
生駒市東新町 8-38	135度42分	34度41分	136.44m

図表 4 市域の変遷

	年 月 日	総面積 (km ²)
生駒郡北生駒村	明治 30 年 4 月 1 日	13.91
生駒町制施行	大正 10 年 2 月 11 日	13.91
南生駒村編入合併	昭和 30 年 3 月 10 日	27.15
北倭村編入合併	昭和 32 年 3 月 31 日	52.58
生駒市制施行	昭和 46 年 11 月 1 日	52.58
国土地理院改訂値	平成元年 11 月 10 日	53.18
国土地理院改訂値	平成 26 年 10 月 1 日	53.15

(2) 土地利用

生駒市は、市域全体が都市計画区域に指定されており、そのうち市街化区域は総面積の約4割を占めている。用途地域区分では住居系用途が最も高い割合となっており、特に第一種低層住居専用地域の割合が高く、全体の半分以上を占めている。一方、商業系用途（近隣商業地域、商業地域）及び工業系用途（準工業地域）の占める割合は低くなっている。

図表 5 都市計画用途地域

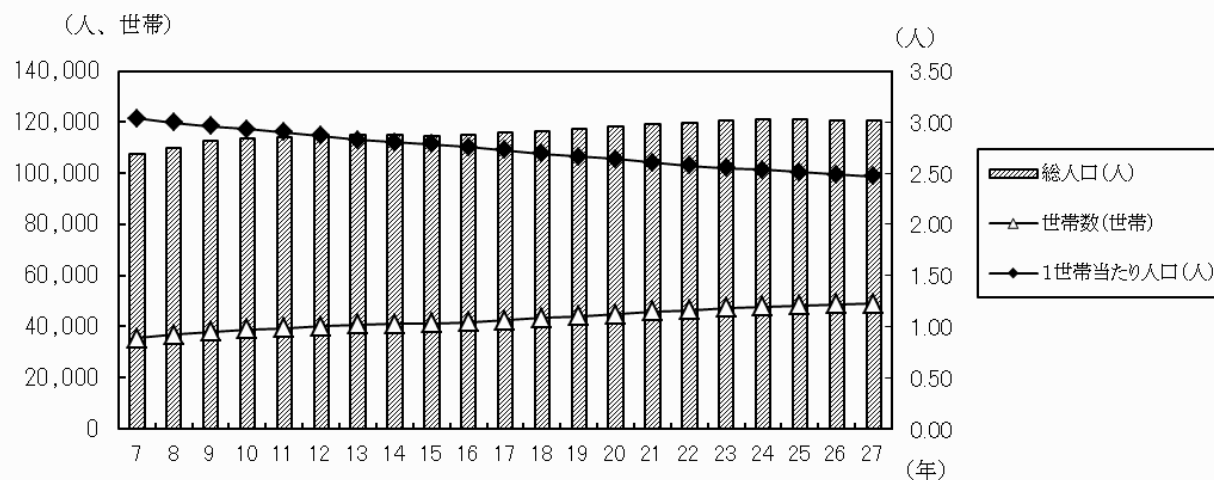
区 分		面積 (ha)	構成比 (%)
都市計画区域		5,318.0	100.0
市街化区域		2,140.3	40.2
市街化調整区域		3,177.7	59.8
用途地域	第一種低層住居専用地域	1,238.2	57.9
	第二種低層住居専用地域	5.7	0.3
	第一種中高層住居専用地域	112.9	5.3
	第二種中高層住居専用地域	5.3	0.2
	第一種住居地域	460.6	21.5
	第二種住居地域	12.6	0.6
	準住居地域	15.9	0.7
	近隣商業地域	90.0	4.2
	商業地域	39.5	1.8
	準工業地域	159.6	7.5
	合 計		2,140.3

(3) 人口

生駒市の総人口は、平成27年10月1日現在で121,048人となっている。これまでの推移を概観すると、平成14年に初めて減少傾向に転じてからは、平成16年までほぼ横ばいで推移し、平成17年から微増を続けていたが、平成26年に再び減少に転じた。人口規模は奈良市、橿原市に次ぎ、奈良県下で第3位となっている。

一方、世帯数は一貫して増加を続け、平成27年10月1日現在で49,058世帯である。なお、1世帯当たりの人口については、減少を続けており、2.47人となっている。

図表 6 生駒市の総人口及び世帯数（各年10月1日現在）



(注)世帯数及び人口は、住民基本台帳による

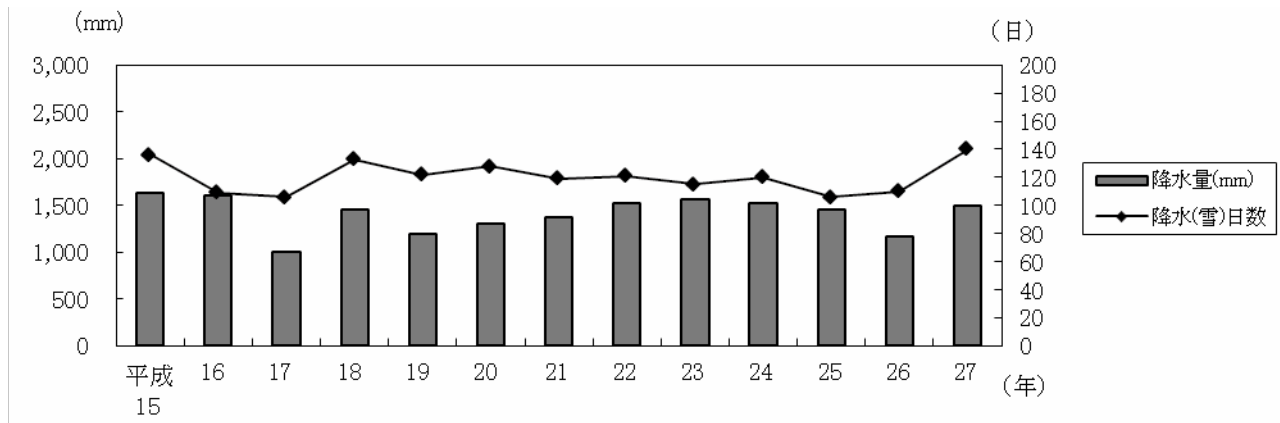
(4) 気象

生駒市は、年平均気温が 15℃程度で比較的温暖な気候であるが、最低気温と最高気温の格差が大きい典型的な盆地気候である。降水量は、年によって変動があり、概ね 1,000～1,500 mm程度で推移している。

図表 7 生駒市の気象

		平成15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
気温 (℃)	平均	15.0	15.9	15.4	15.4	15.9	15.5	15.7	16.0	15.6	15.2	15.2	15.4	16.0
	最高	35.0	36.1	36.7	36.8	37.8	36.5	35.7	37.0	36.8	36.8	37.7	36.8	37.3
	最低	-4.6	-4.2	-3.3	-4.1	-2.7	-2.9	-2.4	-3.4	-3.4	-4.9	-3.3	-3.1	-2.3
降水量(mm)	1,634	1,604	1,006	1,456	1,192	1,307	1,374	1,522	1,570	1,522	1,458	1,163	1,498	
日照日数	164	201	180	180	211	201	201	215	235	228	250	229	223	
降水(雪)日数	136	109	106	133	122	128	119	121	115	120	106	110	140	

図表 8 降水量及び降水(雪)日数の推移



(5) エネルギー等使用

① 電力

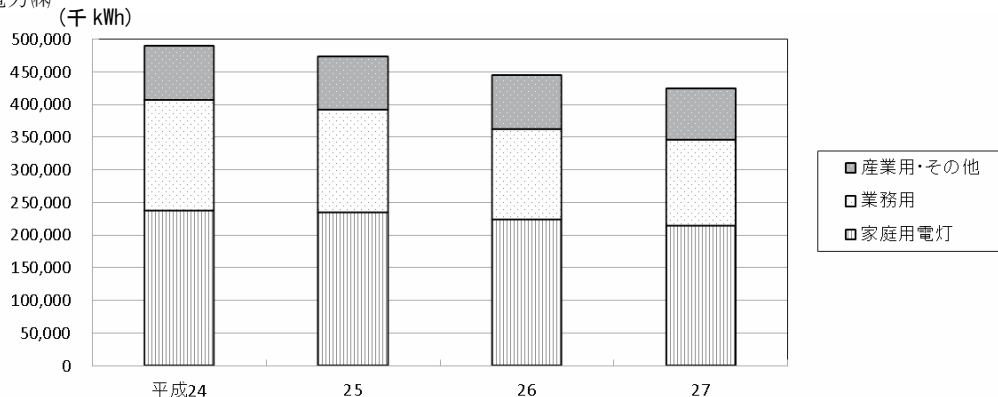
生駒市の電力消費量は、家庭用電灯が全体の約半分を占め、続いて業務用が 31%、産業用・その他が 18%となっている。平成 27 年度の生駒市全体の電力消費量は 424,602 千 kWh となり、過去 4 年間で一貫して減少している。

図表 9 生駒市の電力消費量

	平成24		25		26		27	
	契約口数	消費量	契約口数	消費量	契約口数	消費量	契約口数	消費量
家庭用電灯	50,164	237,329	50,455	234,586	50,647	223,343	50,950	214,566
業務用	4,293	170,677	4,264	157,340	4,185	139,669	4,118	131,625
産業用・その他	13,527	81,854	13,615	82,037	13,772	82,730	13,882	78,411
合計	67,984	489,860	68,334	473,963	68,604	445,742	68,950	424,602

※契約口数については、各年度 3 月末現在の数値である。

資料：関西電力㈱



② 都市ガス

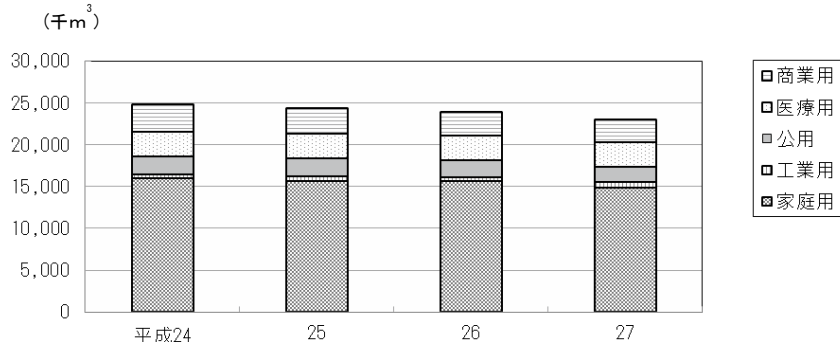
生駒市の都市ガス需要量は、家庭用が全体の64%を占め、続いて医療用が13%、商業用が12%、公用が8%、工業用が3%となっている。平成27年度の生駒市全体の需要量は23,112千m³となり、昨年度に比べて減少した。

図表 10 生駒市の都市ガス需要量

	24		25		26		27	
	需要戸数	需要量	需要戸数	需要量	需要戸数	需要量	需要戸数	需要量
家庭用	33,788	16,040	34,286	15,729	34,650	15,650	35,001	14,902
工業用	12	470	12	529	12	561	11	639
公用	160	2,185	161	2,123	160	1,966	155	1,832
医療用	85	2,931	87	2,981	85	2,947	93	2,928
商業用	670	3,261	679	3,071	682	2,911	674	2,811
合計	34,715	24,888	35,225	24,432	35,589	24,034	35,934	23,112

※需要戸数=取り付けメーター数

資料：大阪ガス㈱

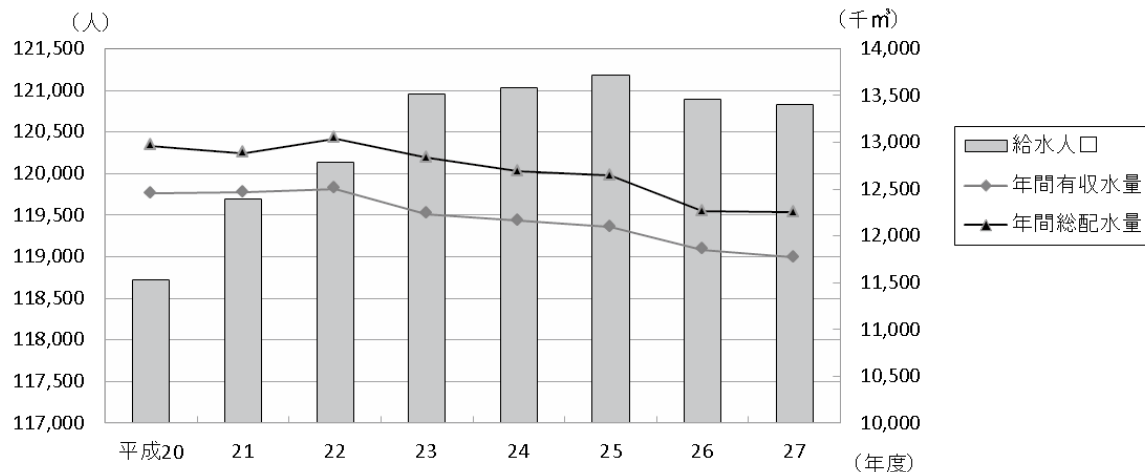


③ 水道

生駒市では、水道の給水人口は年々増加していたが、平成26年度以降は減少傾向にある。年間総配水量及び年間有収水量についても、平成22年度以降減少傾向にある。

図表 11 生駒市の水道需要量

	平成20	21	22	23	24	25	26	27
給水人口(人)	118,722	119,690	120,134	120,959	121,031	121,185	120,893	120,835
年間総配水量(千m ³)	12,962	12,887	13,042	12,833	12,691	12,646	12,260	12,252
年間有収水量(千m ³)	12,454	12,462	12,505	12,235	12,162	12,095	11,853	11,766

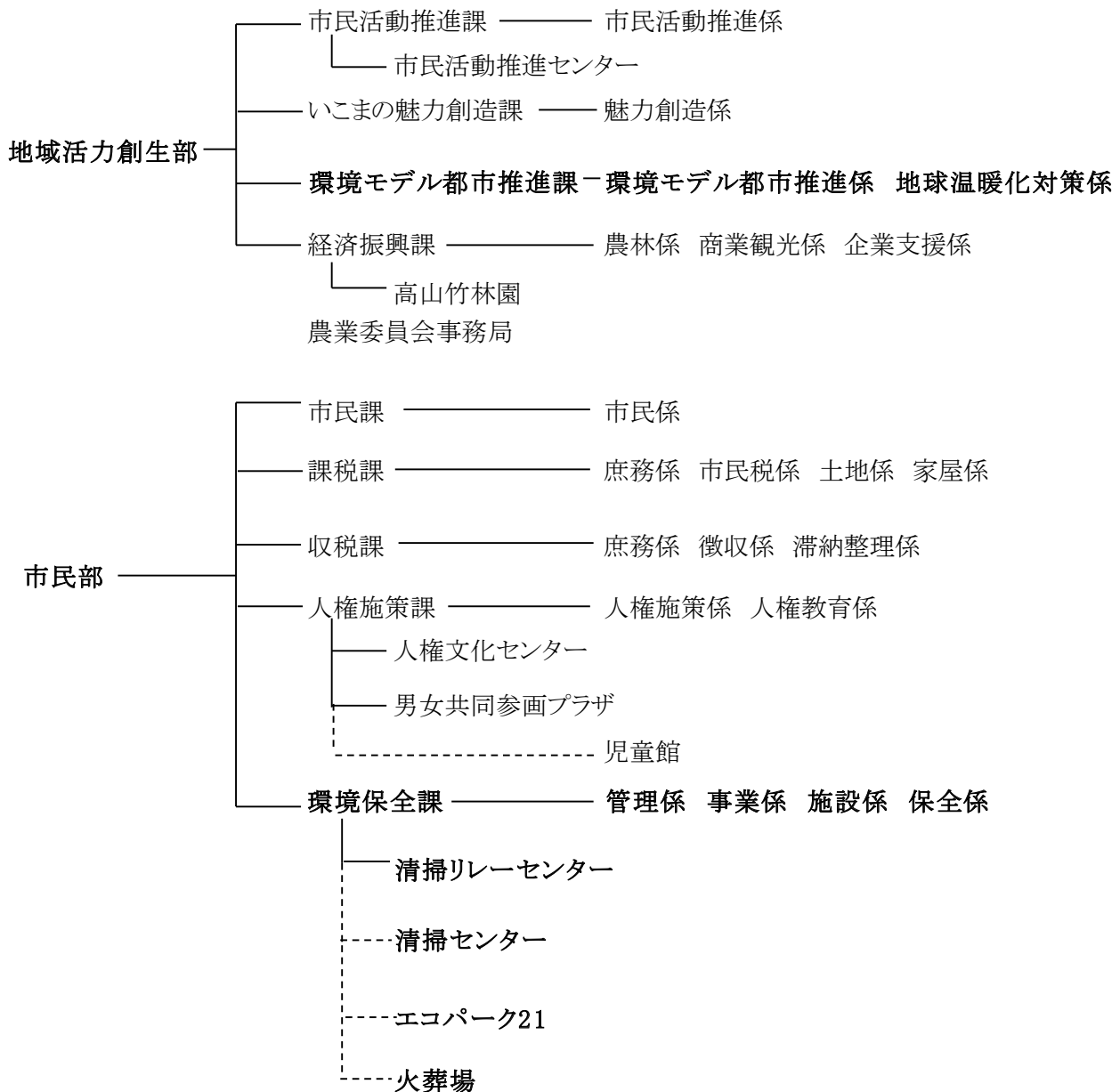


2 環境行政の概要

(1) 環境行政の組織体制

環境行政の範囲は多岐にわたっているが、生駒市では、地域活力創生部に所属する環境モデル都市推進課と市民部に所属する環境保全課が中心となって所管している。組織体制は、以下のとおりである。

図表 12 環境行政の組織体制（平成 28 年 4 月 1 日現在）



(2) 生駒市環境基本条例

生駒市環境基本条例は、地球環境問題など新たな環境課題にも対応していくために、生駒市の環境の保全及び創造を進める環境行政の基軸として平成 11 年 3 月に制定されたものである。

この条例は、循環型社会の構築、人と自然との共生、地球環境への配慮などを通じて、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境の保全・創造に努め、現在及び将来の世代が恵み豊かな環境の恵沢を享受できることを基本理念として、市民・事業者・行政の責務と役割、環境施策の方向性などについて明らかにすることにより、本市の環境行政を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としたものである。

(3) 生駒市環境基本計画

生駒市環境基本計画は、生駒市環境基本条例第8条の規定に基づき、生駒市の環境の保全及び創造を総合的・計画的に推進するための計画であり、平成11年3月に策定された当初計画の計画期間が終了することに伴い、平成21年3月に第2次計画として策定されたものである。新しい生駒市環境基本計画においては、生駒市にとって望ましい将来ビジョンと、その実現に向けて、市民、事業者、行政が協働により取り組むべき具体的な行動を規定している。

なお、本計画は、平成30年度を目標年次とし、計画期間を10年としているが、計画策定後5年を迎えた平成25年度から26年度にかけて、社会情勢の変化に応じて計画の見直し、更新を行った。

① 将来ビジョン

○ 総合ビジョン

豊かな自然と歴史と未来が融合したまち「いこま」

○ 分野別ビジョン

自然環境分野 : 四季を感じられる生駒

せいかつ環境分野 : 「すてる」をすてた地球にやさしい暮らし

まち・みち環境分野 : 歩きたくなる たのしい まち・みち

エネルギー環境分野 : 省エネと自然エネルギーで快適に暮らせるまち

② 5つの目標

○ 指標1 二酸化炭素排出量（基準年：平成18年度 目標年：平成30年度）

全市域の二酸化炭素排出量を14%削減する。

○ 指標2 ごみ排出量（基準年：平成19年度 目標年：平成30年度）

家庭系ごみ排出量 1人1日あたり排出量を15%削減し、570g/人日にする。

再資源化率 16.8%を30.0%に向上する。

事業系ごみ排出量 9,128t/年を6,721t/年に削減する。

○ 指標3 公共交通（基準年：平成19年度 目標年：平成30年度）

鉄道利用者を、現状維持から0.5%増加し、19,306千人にする。

路線バス利用者を、10%増加し、5,586千人にする。

コミュニティバスなどの代替交通の新規路線を複数ルート実現する。

○ 指標4 河川水質（基準年：平成19年度 目標年：平成30年度）

竜田川の水質を、観測地点ごとの年間平均でBOD（生物化学的酸素要求量）5mg/L以下にする。

○ 指標5 環境活動参加人数（平成21年度以降の累計 目標年：平成30年度）

生駒市及び生駒市環境基本計画推進会議（ECO-net 生駒）が開催する講座・行事の参加累計人数を11.7万人（平成19年10月現在人口）にする。

(4) 環境モデル都市アクションプラン

生駒市は、低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市である「環境モデル都市」に、大都市近郊型の住宅都市として全国で初めて国から選定された。環境モデル都市は全国で23都市が選定されているが、奈良県では初めての選定で、近畿でも京都市、堺市、神戸市、尼崎市に続く選定となる。

選定をうけて平成27年1月に生駒市環境モデル都市アクションプランを策定し、多様な主体の参画と連携を基盤として、5つのモデルを構築し、温室効果ガスの大幅な削減とともに、「市民・事業者・行政の“協創”で築く低炭素“循環”型住宅都市」としてのブランドを向上し、市民生活に新たな価値を創造することを目指し、取組を進めている。

① 将来像と削減目標

○ 将来像

市民・事業者・行政の“協創”で築く低炭素“循環”型住宅都市

○ 温室効果ガス排出量の削減目標（基準年：平成18年度）

将来像の実現及び世界に先駆けた低炭素“循環”型住宅都市のモデルの構築を目指すことを踏まえ、中期目標、長期目標を掲げている。

・中期目標：2030年度(平成42年度) 35%削減

・長期目標：2050年度(平成62年度) 70%削減

② 目標達成のための5つの柱

- 都市構造の再設計
- 資源循環・エネルギー自給システムの構築
- ICTを活用したコミュニティサービスの推進
- 食のバリューチェーン構築
- コミュニティ交通システムの再構築

(5) 生駒市エネルギービジョン

生駒市エネルギービジョンは、環境基本計画の方針やこれまでの活動の経緯と成果、地域の実状を踏まえながら、再生可能エネルギーの活用やエネルギーの高度利用、省エネルギー対策の促進に関する施策を体系化し、共通の目標のもとに整理・特化した生駒市におけるエネルギー施策の基本的な方針である。

① 行動目標（平成42（2030）年度の都市イメージ）

『エネルギーを賢く利用し、安心・安全で持続的に成長できる都市』

② 計画目標

	短期 (平成30年度)	中長期 (平成42年度)
市域のエネルギー消費量削減割合(平成18年度比)	5%	20%
太陽光発電の普及率(平成23年度(4.8%))	16.5%	30%
電力需要見込みに対する太陽光発電による自給率	-	15%

③ エネルギー施策の基本方針

- コンパクトなまちづくりとライフスタイルの転換
- 住宅など建物のエネルギー性能向上
- 再生可能エネルギーの導入加速化
- 安心・安全なエネルギー環境の構築

(6) ごみ半減プラン（生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画）

ごみ半減プランは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」第6条第1項に基づき策定した、生駒市における一般廃棄物（ごみ）行政全般に係る基本的方向を定めた計画である。

本計画の計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とし、対象とするごみは、生駒市内において発生する一般廃棄物である。なお、排出・処理される一般廃棄物のみならず、発生源で減量、再資源化、自家処理などされる一般廃棄物についても対象とし、その基本的な方向や施策の展開などを定めている。

目標（基準年：平成21年度 目標年：平成32年度）

- 市施設によるごみの受入量
36千tを28千tに8千t削減
- 焼却ごみ量
35千tを17千tに半減
- 資源化量
7千t（資源化率17%）を20千t（資源化率53%）に増加